



外国人技能実習機構の役割・業務内容

外国人技能実習機構は、技能実習法に基づき設立された認可法人です。技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、外国人技能実習機構名古屋事務所では以下の業務を行っています。詳細は、下記の各担当課へお問い合わせ願います。

指導課

- ・監理団体及び実習実施者に対する指導監督(実地検査、報告徴収)等に関する業務

(連絡先:052-684-8412)

認定課

- ・技能実習計画の認定申請等に関する業務
- ・実習実施者の届出等各種届出に関する業務

(連絡先:052-684-8402)

援助課

- ・技能実習生からの相談、申告に関する業務
- ・実習先変更支援に関する業務

(連絡先:052-228-0627)

技能実習生向け相談窓口のご案内

外国人技能実習機構名古屋事務所では、ベトナム語の通訳人を配置して相談業務を実施しています。

ベトナム語 (Tư vấn cho thực tập sinh kỹ năng bằng Tiếng Việt)

毎週火曜日 9:00~16:00 ☎ 052-228-0627 (土日祝、12月29日から1月3日を除く)

(Từ 9:00 đến 16:00 thứ Ba hàng tuần, Điện thoại 052-228-0627 (Trừ Thứ Bảy, Chủ nhật, ngày lễ, từ ngày 29 tháng 12 đến ngày 3 tháng 1))

技能実習生手帳 (アプリ)のご案内

技能実習生手帳 (アプリ) は、技能実習生のみなさんが、日本において、健康で充実した技能実習生活を過ごすことができるように役に立つ情報をまとめたものです。

